

白河市屋内遊び場〔（仮称）マイタウンわくわくパーク〕
遊具設置等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

平成30年9月

白 河 市

白河市屋内遊び場〔（仮称）マイタウンわくわくパーク〕遊具設置等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

当市の中心市街地の市民交流及び地域子育ての拠点である中心市街地市民交流センター（マイタウン白河）の中に、子どもが遊べ、子どもに付き添って来場した父母等も憩いの時間を過ごすことのできる屋内遊び場を整備するにあたり、遊具の設置等を受託する事業者を公募型プロポーザルにより選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

白河市屋内遊び場〔（仮称）マイタウンわくわくパーク〕遊具設置等業務委託

(2) 業務内容

①屋内遊具等設置業務

②屋内遊具等に関する研修等業務

※別添「白河市屋内遊び場〔（仮称）マイタウンわくわくパーク〕遊具設置等業務委託要求水準書」（以下「要求水準書」という。）を参照。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成31年3月15日（金）まで

(4) 委託料の上限

36,000千円（運搬設置費・消費税等を含む。）

3 参加資格等

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告の日から契約締結の日までの間に、当市の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団の構成員若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと

4 参加申込み

(1) 申込方法

参加申込書（様式第1号）の提出による

(2) 提出書類

①参加申込書（様式第1号）

②様式第1号記載の添付書類

- ・会社概要（様式任意：沿革・組織等がわかる書類、パンフレット等可）
- ・企業単体の経営状況を示すもの（貸借対照表及び損益計算書等）
- ・企業実績表（様式第2号）（屋内遊具等設置実績）
- ・業務実施体制（様式第3号）
- ・参加資格要件確認書（様式第1-2号）

(3) 提出部数

各10部

(4) 提出期限

平成30年9月28日（金）午後5時15分まで〔当日消印有効〕

(5) 提出方法

持参又は書留郵便により提出すること。

(6) 提出先

〒961-8602

福島県白河市八幡小路7番地1

白河市役所 建設部 まちづくり推進課

電話：0248-22-1111(代) 内線2743 FAX：0248-24-1854

E-mail：machi@city.shirakawa.fukushima.jp

5 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書〔様式第5号〕

※企画提案事項については、A3版で3枚以内作成〔様式任意〕

② 概要図（施設の完成イメージ図）〔様式任意〕 A3版で1枚作成

③ 配置図（遊具等の配置（平面）図）〔様式任意〕 //

④ 構造図（個々の遊具等のイメージ図）〔様式任意〕 遊具ごとにA3版で1枚作成

⑤ 見積書〔様式任意〕 A4版で作成

⑥ 業務工程表（遊具等の調達、設置等の工程）〔様式任意〕

(2) 提出部数

各10部

(3) 提出期限

平成30年10月10日（水）午後5時15分まで〔当日消印有効〕

(4) 提出方法

持参又は書留郵便により提出すること。

(5) 提出先

上記4に同じ

(6) 留意点

提案書は、1事業者につき1提案とする。また、提出後における提案書の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

6 質問の受付

(1) 質問方法

質問書（様式第4号）の提出による

(2) 質問期限

〔参加申込みに関する質問〕平成30年 9月25日（火）まで

〔提案書に関する質問〕平成30年10月 3日（水）まで

(3) 提出方法

FAX又は電子メールによること。なお、必ず電話で送信確認をすること。

(4) 提出先

上記4に同じ

(5) 質問に対する回答

随時、個別に回答する。なお、質問期限後に回答一覧を参加申込者全員に送付する。

7 参加辞退届

参加申込書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）を持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、その旨を電話連絡すること。

8 事業者の選定

企画提案書等の内容について、審査委員会による審査を行い、本事業の契約予定者を選定する。

(1) 選定方法

公募型プロポーザルにより選定する。

(2) 審査委員会は、「白河市屋内遊び場〔(仮称)マイタウンわくわくパーク〕遊具設置等業務委託業者選定審査委員会設置要領」で定める委員7名で構成する。

(3) 1次審査【書類審査】

審査委員会において、別途市が定める審査基準(別表)に基づき企画提案書等の内容を審査し、合計得点の高い順に2次審査対象者を4社程度選定する。

(4) 2次審査【プレゼンテーション審査】

① 委員会において審査基準(別表)に基づきのプレゼンテーションの内容を採点し、1次審査の合計得点との総合得点が最も高い者を委託候補者、次に得点が高い者を次点順位者として選定する。

② 総合得点が高点の場合は、審査項目のうち「テーマやコンセプト・安全に対する配慮・維持管理・企業実績」の合計得点が高い提案者を委託候補者として選定する。

③ 参加事業者が1社のみの場合においても、上記の方法により審査する。

④ 所要時間

プレゼンテーションの持ち時間は1事業者につき20分以内、質疑応答時間を10分程度とする。

⑤ 参加人数

説明者は、業務実施体制(様式3号)に記載した技術者とし、その他の者と合わせて3名までが出席できるものとする。

⑥ その他

提出した企画提案書に基づき説明を行うものとし、内容の変更や追加は認めないものとする。なお、説明の際にパワーポイント等を使用する場合には、必要な機材は各自持参するものとする。(プロジェクター及びスクリーンを除く。)

(5) 審査結果の通知

① 1次審査

書類審査終了後、全ての参加事業者の結果を速やかに文書で通知するとともに、2次審査対象者には、2次審査の日程について併せて通知する。

② 2次審査

2次審査終了後、参加事業者の結果を速やかに文書で通知する。

9 契約

(1) 仕様の調整

委託候補者に選定された事業者は、要求水準書及び企画提案書等の内容を基本にまちづくり推進課と協議し、仕様内容の調整を行う。

(2) 委託業者の決定

委託候補者は、市の指定する方式により改めて見積書を提出し、合意に達した場合に委託業者として決定し契約を締結する。ただし、合意に達しなかった場合には、次点者と協議を行う。

10 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 「3 参加資格等」に定める参加資格の要件を満たさなかった場合。

(2) 提出期限までに必要書類が提出されなかった場合。

(3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合。

(4) 参考見積額が委託契約金額の上限を超えている場合。

(5) 2次審査に参加しなかった場合。

(6) 上記(1)から(5)に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為など、市長が失格とすることが適当であると認めた場合。

1 1 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する経費等は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出した書類の修正又は変更は、一切認めないものとする。
- (3) 提出した書類に記載された技術者等は、原則として変更できない。ただし、病気や事故、退職等やむを得ない事情により変更する場合は、その限りではない。
- (4) 提出された提案書等書類の一式は、一切返却しないものとする。

1 2 実施スケジュール

公募開始（プロポーザル公告）	平成30年 9月 7日（金）
参加申込に関する質問書の提出期限	平成30年 9月25日（火）
企画提案に関する質問書の提出期限	平成30年10月 3日（水）
参加申込書の提出期限	平成30年 9月28日（金）
企画提案書の提出期限	平成30年10月10日（水）
1次審査（書類審査）	平成30年10月16日（火） 予定
1次審査の結果通知	平成30年10月17日（水） 予定
2次審査（プレゼンテーション審査）	平成30年10月26日（金） 予定
2次審査の結果通知	平成30年10月30日（火） 予定
委託契約締結	平成30年11月上旬
履行期限	平成31年 3月15日（金）

1 3 担当部署

白河市役所 建設部 まちづくり推進課 まちづくり推進係
住 所：〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1
電 話：0248-22-1111(代) 内線2743
F A X：0248-24-1854
E-mail：machi@city.shirakawa.fukushima.jp